

意見の内容と県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>概要 p 1 (9行目)</p> <p>「環境負荷低減活動」は、「環境負荷低減<u>事業</u>活動」の誤りだと思います。</p>	御意見を踏まえ訂正しました。
2	<p>概要 p 2 (13行目)</p> <p>『「エコやまぐち農産物」に対する』は、『「エコやまぐち農産物」<u>など</u>に対する』の誤りだと思います。</p>	御意見を踏まえ訂正しました。
3	<p>全文 p 1 (9行目)</p> <p>「環境負荷低減活動」は、「環境負荷低減<u>事業</u>活動」の誤りだと思います。</p>	御意見を踏まえ訂正しました。
4	<p>この計画書は、俗にいう「みどりの食料システム法」に基づき山口県と県下市町が、一体となって作成するという理解でよろしいのでしょうか？</p>	そのとおりです。
5	<p>「1 策定の背景」に「やまぐち農林水産業振興計画に基づく」とありますが、同時期にパブコメを行っているものに基づく事自体如何なものでしょうかと思えますが？</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
6	<p>また、「農林業の知と技の拠点」等を核とし「技術の普及・定着」「新技術の開発・導入を進め、強い農林水産業を育成」する旨の事が書かれていますが、各地区の農林事務所の存在は本計画では「等」に包含されると言うことでしょうか？</p> <p>スピード感を持って現場のニーズ応じた良い研究成果を普及・定着を図るためには、農林事務所の役割は大きなものがあると思えます。</p> <p>やはり、少なくとも併記する必要があると思えます。</p>	<p>技術の普及・定着や、新技術の開発・導入を進めていくためには、御意見のありました各地区の農林事務所に加え、農林漁業者、関係団体、市町などと幅広く連携して進めていくため「等」で括っております。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

7	<p>さらに、環境負荷の低減に向け「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく取組とありますが、この指針が県の HP のどこを見ればわかりますか？</p>	<p>「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」については、「持続性の高い農業生産方式の導入の即促に関する法律」に基づくものですが、当該法律が令和4年7月に廃止されたため県 HP から削除しました。</p> <p>現在、当該指針については、令和4年7月に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき改正中です。</p>
8	<p>全文 p 1 (14～16行目)</p> <p>『「農林業の知と技の拠点」等を核とし、、、育成する』』の部分は、振興計画(素案) p 8からの転記だと思いますが、振興計画(素案) p 7から転記すべきだと思います。</p> <p>「強い農林水産業を育成」を記載するのであれば、振興計画(素案)に記載されている「中核経営体の経営基盤強化」を欠かさず記載した方がよいと思います。</p> <p>または、各種取組の列記をやめて「、、、等を核とし、環境負荷の低減に資する取組等を進め、強い、、、」としてもよいと思います。</p>	<p>本計画は、P2に記載しているとおり、「振興計画等が目指す施策の方向性を踏まえつつ、山口県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するもの」です。</p> <p>このため、振興計画(素案) p 7から転記することはしません。</p> <p>また、中核経営体の経営基盤強化については、振興計画において取組を進めていきます。</p>
9	<p>全文 p 2 (9行目)</p> <p>8行目に令和3年5月と記載していますので、「みどりの食料システム法が制定・施行された」は、「<u>令和4年に</u>みどりの食料システム法が制定・施行された」の方がよいと思います。</p>	<p>当該箇所は、みどりの食料システム法ではなく、令和3年5月に策定された、みどりの食料システム戦略について記載しています。</p>
10	<p>「(1) 環境負荷の低減に関する目標」について、「振興計画等の目標値を目標指標として設定」とされていますが、それぞれの計画の基準年と目標年が異なっており数値設定の考え方を解りやすく説明をお願いします。</p>	<p>有機農業の取組面積については、「山口県有機農業推進計画」に基づき設定しています。</p> <p>家畜排せつ物のうち農業利用仕向量については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき設定しています。</p>

11	<p>全文 p 2 (目標指標)</p> <p>有機農業の取組面積は、基準年だけでも内訳を記載した方がよいと思います。(環境直接支払の有機農業の面積、有機 JAS の面積、エコやまぐち 100 の面積、重複面積)</p>	<p>目標指標は、業績評価の指標であることから、記載は原案のままとします。</p>
12	<p>「② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動」では、「稲作や畜産由来のメタンの発生抑制に向けた取組をあわせて進める」とあり、具体的な取組例に「良質堆肥の製造・利用」が掲載されています。</p> <p>この内容と温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動との関係が良く解りませんので、解りやすい説明をお願いします。</p>	<p>良質な堆肥を製造する際に、好気性発酵や適正な水分調整は重要なポイントとなるとともに、堆肥化の過程で発生する温室効果ガスの発生を抑制することが知られていることから、畜産由来のメタンの発生抑制に向けた具体的な取組の一例として「良質堆肥の製造・利用」と記載しています。</p>
13	<p>「農業用使用済みプラスチック類の再生利用の促進」の項目では、「農協単位に回収体制を整備する」と書かれています。</p> <p>「農協単位」ではなく他の文言の方が計画書として良いのではないのでしょうか？</p>	<p>農業用使用済みプラスチックの回収は、農協の各生産部会等の単位で定期的な回収日を決めて実施する取組を進めていることから、記載は原案のままとします。</p>

14	<p>「① 堆肥の広域的な流通の円滑化」では、「耕種農家のニーズを把握するとともに、高品質な堆肥を生産するための機械導入や施設整備により、量と合わせて品質の確保」と書かれています。どうやって、耕種農家のニーズを把握されるのでしょうか？</p> <p>また、ニーズ把握後に高品質堆肥を生産するとありますが、この計画書では、良質堆肥と高品質堆肥が使われています。どちらかに整理された方が良いと思いますし、ニーズ把握と堆肥生産、その後の機械整備・施設整備の流れは理解できますし、次ページの「高品質な堆肥の計画生産や需給調整、流通・販売に向けて、畜産農家及び農業者団体や肥料メーカー等の関係企業の連携を一層強化」ということは、今まで言われてきた事と思います。</p> <p>今後やろうとしている事と従来言われてきた事との具体的な取組・相違点なりを教えてください。</p>	<p>各地域の畜産クラスター協議会（畜産農家や耕種農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制）や、今年度新たに設置したワーキング・グループにおいて、耕種農家のニーズ把握に取り組んでいるところです。</p> <p>良質堆肥と高品質堆肥については、御意見を踏まえ良質堆肥に統一します。</p> <p>なお、御意見のありました、「今後やろうとしている事と従来言われてきた事との具体的な取組・相違点」については、これまでは、堆肥の生産・利用は畜産農家と耕種農家間の連携に留まることが多かったのですが、今後は、新たに肥料メーカーなどの関係企業や研究機関との連携を図ることで、より効果的な利用方法などを検討していきたいと考えています。</p>
15	<p>（５）の説明を「……新商品開発、販路拡大等を<u>専門家派遣等</u>により支援するとともに」の方では如何でしょうか？</p>	<p>御意見を踏まえ訂正しました。</p>

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 16 案件（12/28 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	<p>回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	
17	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
18	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
19	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
20	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか 明示願います。</p>	

21	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
22	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。	
23	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。	
24	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。	
25	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集16案件集中では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。	
26	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。「(県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
27	前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありま	

	すので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。	
28	前述対応しないというならばその理由を明示願います。	
29	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月30日の中国新聞、1月11日の山口新聞「山口県からのお知らせ」)などにより広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
30	今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。	限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。
31	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願います。	
32	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)	

33	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。）</p>	
34	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	
35	<p>16案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>学識経験者、消費者団体、一般公募委員等から構成する「農林水産審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きし、いただいたご意見を最終案に反映させています。</p>
36	<p>16案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一 ・経緯説明の際は年表資料提示 ・資料中表・図への附番 ・目標値設定の場合は、過去実績値・現在値・目標値の一括での明示 ・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示 ・過去計画、当計画（案）で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の（計画時点）実績値・過去計画目標値・現状値・目標値、目標値案件終了の場合はその理由、目標値案新規設定の場合はその理由の明示 ・語句説明設定（各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文 	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し、作成しています。</p>

	中語句に語句説明ある旨すぐにかかる対応実施の上)を宜しく御願い致します。	
--	--------------------------------------	--